

全国都道府県議会議長会
会長 藏内 勇夫 様

地方議会における女性活躍の推進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮し御尽力されている地方議会議員の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、政府としては、政治分野における男女共同参画の積極的な推進に向け、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を、令和12年までに35%以上とすることを努力目標としております。しかしながら、令和5年の統一地方選挙の候補者に占める女性の割合は19.2%にとどまるほか、200以上の地方議会において、女性議員が一人もいない状況にあります。

また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において、地方議会を含む地方公共団体は議会活動と家庭生活の両立支援のための体制整備やハラスメント防止のための取組等の施策を講ずるものとする旨が規定されています。

来春の統一地方選挙に向け、政治分野における女性活躍の状況について国民の関心が高まることも見込まれ、今後一層、国と地方とが連携して取組を加速していく必要があります。

内閣府では、政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進していくほか、出産・育児・介護等に配慮した会議規則の整備やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、好事例の横展開を行っています。また、女性の政治参画への障壁等を調査するとともに、女性の政治参画の重要性について広く情報提供・啓発活動を行うほか、政治に参画しようとする女性の育成やネットワークに関する情報を収集し、貴会や地方公共団体に提供してまいります。

貴会におかれましては、本要請の趣旨を踏まえ、引き続き地方議会における女性活躍に向けた施策の推進に御理解と御協力を賜りますとともに、各地方議会において、以下の取組を促進するため、本要請について各都道府県議会への周知をお願いいたします。

- ① 女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成の促進に向けた取組の検討
- ② 標準会議規則等を踏まえた、出産・育児・介護等に配慮した会議規則の整備や、委員会へのオンライン出席を可能とする条例等の整備など議員活動と家庭生活の両立支援に資する環境整備
- ③ 研修の実施等のハラスメント防止のための取組

令和8年7月

女 性 活 躍 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

黄川田 仁志